

令和3年度 基本評価調書①		所管部局	総合政策部	所管課	土地水対策課	
施策名	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進			施策コード	02011	
政策体系(中項目)	豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承			政策体系コード	1(3)A	
知事公約	—	総合戦略	—	国土強靱化	—	事務事業数 6
SDGs					総合判定	概ね順調

【1 Plan】

施策目標	本道の貴重な財産である水資源の保全のため、水源周辺の適正な土地利用の確保に取り組み、安全で安心な水の効率的・持続的な利用を確保する。					
現状と課題	本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まっており、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められている。					
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源保全地域の指定拡大 ・事前届出制の周知・啓発 ・企業版ふるさと納税を活用した公有地化の促進 (北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト) 					
予算額(千円)	R3	96,448	R2	96,426	R1	95,703
施策のイメージ	<p>国 関係法令整備 財政措置 → 要請 → 北海道 水保全地域の指定 事前届出の周知 プロジェクトの周知、要請 → 連携 → 市町村 水資源保全地域の指定の提案及び制度周知 プロジェクトへの参加 → 民間等 事前届出 プロジェクトへの寄付 → 施策の推進 → 施策目標</p>					

＜成果指標の達成状況＞ ⇒ 3つ以外の指標は、補助指標調書に記載

指標名①	増加	%	H29年度	H30年度	R元年度	最終目標(R7)	達成率	指標判定
水質環境基準達成率	目標値		94.7	100.0	100.0	100.0	91.2%	B
	実績値		92.0	91.2	91.2	—		
設定理由	総合計画の政策の方向性「豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承」の観点から、安全・安心な地域環境の保全に係る取組の成果を測る指標として設定。							
分析(主な取組と成果)								
<p>類型指定している262水域中、239水域で環境基準を達成したものの、閉鎖性水域である湖沼の環境基準達成率は54.5%であり、R1目標値は未達成となったが、水質汚濁防止法に基づく立入検査・指導、生活排水処理施設の整備などにより、目標達成率は91.2%と高い水準を保っている。</p>								

指標名②	増加	箇所	H30年度	R元年度	R2年度	最終目標(R7)	達成率	指標判定
水資源保全地域数	目標値		178	179	180	190	100.6%	A
	実績値		177	179	181	—		
設定理由	市町村意向調査から得られた結果を最終目標値とし、毎年度の進捗状況を図る指標として設定。							
分析(主な取組と成果)								
<p>市町村に対し水資源保全条例の趣旨や地域指定の重要性を説明してきたことにより、水資源保全への認識が高まり、新たな地域指定の提案につながってきていると考える。</p>								

指標名③			R元年度	R2年度	R3年度	最終目標	達成率	指標判定
	目標値							
	実績値							
設定理由								
分析(主な取組と成果)								

令和3年度 基本評価調書②	施策名	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進	施策コード	02011
---------------	-----	-----------------------	-------	-------

【2 Do&Check】

成果指標	指標名	前々年度	前年度	評価年度	評価年度目標値	指標判定
成果指標	水質環境基準達成率	92	91.2	91.2	100	B
	水資源保全地域数	177	179	181	180	A
目標 (指標)の 達成状況	水資源保全地域数は順調に伸びており、引き続き取組を進める。				指標総合判定	A
連携 状況	水資源保全地域の指定に際しては、指定に係る内容について関係部による関係法令等に基づく確認を行うなど連携・協力をを行い、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図っている。				連携判定	○
緊急性 優先性	水資源の保全など地域の実情に応じた土地取引規制に係る法令の整備、市町村による水源周辺の土地取得に係る財政支援措置の充実・強化を国に対して要望している。				緊急性 優先性 判定	○
総合判定 の根拠	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進に向けて、水資源周辺の適正な土地利用の確保に向けた取組が着実に推進されている。				総合判定 (一次評価)	概ね順調

翌年度に 向けた 対応方針	対応方針番号	内容
	①	土地水対策の総合的推進及び水資源保全の推進に対応するため、関係機関と連携し水資源保全に向けた取組を進め、水源の周辺における適正な土地利用の確保を推進。
	②	
	③	

〈二次政策評価〉

前年度 二次評価 意見	対応状況 (R3.3時点)	
R3年度 二次政策 評価		

【3 Action】

二次政策 評価への 対応	
R4 施策の 方向性	<p>○市町村に対し水資源保全条例の趣旨や地域指定の重要性を説明するとともに、水資源保全地域の新規指定に向け、各振興局と連携し市町村からの新たな指定の提案を働きかける。</p> <p>○これまでの市町村の要望や指定に向けた検討状況を踏まえ、「地域指定を検討する」とした市町村に出向き、指定に向けた課題等の実情把握や提案事務等へのアドバイスを個別に行うことにより、市町村からの早期の提案を促す取組を進める。</p>